

許可番号 00920027904

産業廃棄物処分業許可証

住所 栃木県小山市大字横倉662番地

氏名 トーテツ産業株式会社
代表取締役 蛸原 正浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一



許可の年月日 令和7(2025)年4月1日

許可の有効年月日 令和12(2030)年3月31日

1. 事業の範囲

事業の区分 (中間処理)

処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類
破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃コンクリート、廃アスファルトコンクリートで、破砕することにより再生利用できるものに限る。)、鉾さい(電気炉スラグ、キューボラのノロ、鋳物砂で、破砕することにより再生利用できるものに限る。)、がれき類(廃コンクリート、廃アスファルトコンクリートで、破砕することにより再生利用できるものに限る。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破砕施設

- ① 設置場所 : 栃木県小山市大字粟宮字樋口2555番地 他
 ② 設置年月日 : 平成7(1995)年3月27日
 ③ 許可年月日 : 平成13(2001)年2月1日 許可番号 : 政令改正によるみなし許可
 ④ 処理能力 :

取り扱う産業廃棄物	/日	/時	備考
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃コンクリート、廃アスファルトコンクリートで、破砕することにより再生利用できるものに限る。)	595t	85t	
鉾さい (電気炉スラグ、キューボラのノロ、鋳物砂で破砕することにより再生利用できるものに限る。)	595t	85t	
がれき類 (廃コンクリート、廃アスファルトコンクリートで、破砕することにより再生利用できるものに限る。)	595t	85t	

(2) 保管施設(処理前)

- ① 設置場所 : 小山市大字粟宮字樋口2555番地 他
 ② 設置年月日 : 平成7(1995)年3月27日

種類	面積	容量	高さ

本書は原本の写しに
相違ありません

トーテツ産業株式会社

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃コンクリート、廃アスファルトコンクリートで、破碎することにより再生利用できるものに限る。）、鉞さい（電気炉スラグ、キューボラのノロ、鋳物砂で、破碎することにより再生利用できるものに限る。）、がれき類（廃コンクリート、廃アスファルトコンクリートで、破碎することにより再生利用できるものに限る。）

200㎡

178.667㎡

2m

(3) 保管施設（処理前）

① 設置場所 : 小山市大字粟宮字樋口2555番地 他

② 設置年月日 : 平成20(2008)年3月12日

種類	面積	容量	高さ
がれき類（廃コンクリート、廃アスファルトコンクリートで、破碎することにより再生利用できるものに限る。）	230㎡	285㎡	3m

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成2(1990)年2月8日

変更許可 平成7(1995)年7月13日 取り扱う廃棄物の種類の追加

更新許可 令和7(2025)年4月1日 更新7回目

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ⑧